



## 収入伝票

会派名： 志士の会

伝票作成日	平成30年12月19日	
収入決定	代表者印	経理責任者印
		
科目		
金額	10,000円	
内容	政務活動費が入金されるまでの借入金	
支払者	山本哲平	
収入年月日	平成30年12月19日	
摘要	平成30年度政務活動費が入金されるまでに発生する支払いのために借り入れるもの	



#####

267847





30.11.01	A	ご新規		0	¥0	1131
30.12.19	A			10,000	¥10,000	111A
30.12.20	B	お振込	オオツヨカイケイカンリヤ	350,000	¥360,000	1130
30.12.21	D			11,200	¥348,800	1130
30.12.21	D			10,000	¥338,800	1130
31.01.21	E	クレジット	ヒタチキヤビタル	4,864	¥333,936	1131
31.02.13	D			2,440	¥331,496	1131
31.02.20	E	クレジット	ヒタチキヤビタル	2,432	¥329,064	1130
31.03.20	E	クレジット	ヒタチキヤビタル	2,432	¥326,632	1130
31.03.29	D			33,048	¥293,584	1130
31.04.11	A			1,827	¥295,411	1111
31.04.11	D			1,827	¥293,584	1111
31.04.15	B	お振込	オオツヨカイケイカンリヤ	70,000	¥363,584	111b
31.04.22	F	クレジット	ヒタチキヤビタル	2,432	¥361,152	111b

H31.4月5日入金

## 収 入 伝 票

会派名： 志士の会

伝票作成日	平成30年12月20日	
収入決定	代 表 者 印	経 理 責 任 者 印
		
科 目	政務活動費	
金 額	350,000円	
内 容	平成30年度政務活動費 (11月～3月分) (@70000×1名×5ヶ月)	
支払者	大津市会計管理者	
収入年月日	平成30年12月20日	
摘 要		



#####

267847






30.11.01	A	ご新規		0	¥0	1131
30.12.19	A			10,000	¥10,000	111A
30.12.20	B	お振込	オツシカイケイカンリシヤ	350,000	¥340,000	1130
30.12.21	D			11,200	¥348,800	1130
30.12.21	D			10,000	¥338,800	1130
31.01.21	E	クレジット		4,864	¥333,936	1131
31.02.13	D			2,440	¥331,496	1131
31.02.20	E	クレジット		2,432	¥329,064	1130
31.03.20	E	クレジット		2,432	¥326,632	1130
31.03.29	D			33,048	¥293,584	1130
31.04.11	A			1,827	¥295,411	#111

H31.4月分繰入金

31.04.11	D			1,827	¥293,584	#111
31.04.15	B	お振込	オツシカイケイカンリシヤ	70,000	¥363,584	111b
31.04.22	F	クレジット		2,432	¥361,152	111b

# 支出伝票

会派名： 志士の会

伝票作成日	平成30年12月21日	
支出決定	代表者印	経理責任者印
		
科目	調査研究費	
金額	11,200円	
内容	大津市公文書公開コピー代	
支払先	大津市 市政情報課	
支出年月日	平成30年12月21日	
摘要	市長・副市長の公務予定表、タクシー利用に関する資料、市長の旅費に関する資料一式 立替議員 山本哲平 受領日平成30年12月21日 受領印 	
領収書 添付欄		



Account No.	Account Type	Description	Debit	Credit	Balance	Code
#####				267847		
30.11.01	A	ご新規		0	¥0	1131
30.12.19	A			10,000	¥10,000	111A
30.12.20	B	お振込 オオツシカイケイカシヨク	350,000		¥360,000	1130
30.12.21	D		11,200		¥348,800	1130
30.12.21	D		10,000		¥338,800	1130
31.01.21	E	クレジット ヒラチキヤビートル	4,864		¥333,936	1131
31.02.13	D		2,440		¥331,496	1131
31.02.20	E	クレジット ヒラチキヤビートル	2,432		¥329,064	1130
31.03.20	E	クレジット ヒラチキヤビートル	2,432		¥326,632	1130
31.03.29	D		33,048		¥293,584	1130
31.04.11	A			1,827	¥295,411	1111
H31.4月6日入金						
31.04.11	D		1,827		¥293,584	1111
31.04.15	B	お振込 オオツシキカイヨムカ	70,000		¥363,584	111b
31.04.22	F	クレジット ヒラチキヤビートル	2,432		¥361,152	111b

下記金額を領収し

大津市 出納簿  
市政情報課

2018-  
11-22

1120 円

10 円

01 \*11200 非

\*11200

\*11500

\*300

000-4013

14-54

計  
効



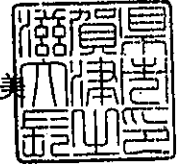
様式第3号 (第3条関係)

公文書部分公開決定通知書

大津市指令政秘第3-2号  
平成30年11月22日

山本 哲平 様

大津市長 越 直美



平成30年10月17日付けで請求のありました公文書の公開については、大津市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり請求に係る公文書の一部を公開せず、その他の部分を公開することと決定しましたので通知します。

1 請求のあった公文書の名称 又は内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日～平成30年3月31日の市長・副市長の公務予定表</li> <li>・平成28年4月1日～平成30年9月30日までの市長のタクシー利用に関する資料一式</li> <li>・平成28年4月1日～平成30年9月30日までの市長の旅費に関する資料一式</li> </ul>
2 公文書公開請求書の收受年月日及び收受番号	平成30年10月17日 收受番号244号
3 公文書の公開の日時	平成30年11月22日(木) 午後1時
4 公文書の公開の場所	市政情報課(市役所新館7階)
5 公文書の公開をしない部分	<p>A: 氏名、住所、肩書き、職業、預金口座、電話番号、学校名、協議内容、職務に関係の無い情報</p> <p>B: E-mailアドレス、印影、預金口座</p> <p>C: 人事管理内容</p>
6 公文書の公開をしない理由	<p>(大津市情報公開条例第7条第1号該当)</p> <p>(A)については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利権益を害するおそれがあるため。</p> <p>(大津市情報公開条例第7条第2号該当)</p> <p>(B)については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>(大津市情報公開条例第7条第6号該当)</p> <p>(C)については、市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
7 6の理由が消滅する期日	年 月 日
8 担当課(室)等	大津市政策調整部秘書課 電話番号 ダイヤルイン 077-528-2700



## 教示

1. この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
2. この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

(注) 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。



2 上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課（室）等まで連絡してください。

3 写しの交付を送付により行う場合には、3の公開する日時は、写しを送付できる期日を記載しています。

4 7の欄は、請求のあった公文書の一部について公文書の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、公文書の公開を希望される場合は、その日以降に新たに公文書公開請求書を提出してください。

## 支 出 伝 票

会派名： 志士の会



伝票作成日	平成30年12月21日	
支出決定	代 表 者 印	経 理 責 任 者 印
		
科 目		
金 額	10,000円	
内 容	政務活動費入金までの借り入れの返金	
支払先	山本哲平	
支出年月日	平成30年12月21日	
摘 要	政務活動費入金までの借り入れ (収支番号1) を返金するもの	
領収書 添付欄		



#####	267847			
30.11.01 A	ご新規	0	¥0	1131
30.12.19 A		10,000	¥10,000	111A
30.12.20 B	お振込 オオツシカイケイカンリョク	350,000	¥360,000	1130
30.12.21 D		11,200	¥348,800	1130
<u>30.12.21 D</u>		<u>10,000</u>	¥338,800	1130
31.01.21 E	クレジット ヒタチキヤビロタル	4,864	¥333,936	1131
31.02.13 D		2,440	¥331,496	1131
31.02.20 E	クレジット ヒタチキヤビロタル	2,432	¥329,064	1130
31.03.20 E	クレジット ヒタチキヤビロタル	2,432	¥326,632	1130
31.03.29 D		33,048	¥293,584	1130
31.04.11 A		1,827	¥295,411	#111
H31 4月 6日 入金				
31.04 D		1,827	¥293,584	#111
31.04.15 B	お振込 オオツシキカイリョク	70,000	¥363,584	111b
31.04.22 F	クレジット ヒタチキヤビロタル	2,432	¥361,152	111b

## 支出伝票

会派名： 志士の会

伝票作成日	平成31年1月21日	
支出決定	代表者印	経理責任者印
		
科目	調査研究費	
金額	4,864円	
内容	タブレット通信費	
支払先	ヒタチキャピタル	
支出年月日	平成31年1月21日	
摘要	業者の口座変更処理漏れにより12月分のタブレット通信費の口座振替が12月に行われなかったため、11月と12月の2ヶ月分の通信費を支払うもの (詳細は別紙)	
領収書 添付欄		



#####

267847

30.11.01	A	ご新規		0	¥0	1131
30.12.19	A			10,000	¥10,000	111A
30.12.20	B	お振込	オオツシカイケイカコリシヤ	350,000	¥360,000	1130
30.12.21	D			11,200	¥348,800	1130
30.12.21	D			10,000	¥338,800	1130
31.01.21	E	クレジット		4,864	¥333,936	1131
31.02.13	D			2,440	¥331,496	1131
31.02.20	E	クレジット		2,432	¥329,064	1130
31.03.20	E	クレジット		2,432	¥326,632	1130
31.03.29	D			33,048	¥293,584	1130
31.04.11	A			1,827	¥295,411	#111
431 486 411 4						
31.04	D			1,827	¥293,584	#111
31.04.15	B	お振込	オオツシカイケイカコリシヤ	70,000	¥363,584	111b
31.04.22	F	クレジット		2,432	¥361,152	111b

# 預金口座口座振替のお知らせ

2019年 1月 9日

532-0003

大阪府大阪市淀川区宮原3-3

日立キャピタル株式会社

関西法人支店 営業第一課

お問合せ先 梅本 精一  
電話番号 06-7668-0880

お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。

口座振替 滋賀銀行  
金融機関 大津市役所  
口座番号 普通

志士の会 代表 山本 哲平 殿

(266603-0046)

毎度、お引き立てをいただきありがとうございます。ご指定口座より下記金額を振替させていただきますので、振替日の前日までにご入金下さいますようお願い申し上げます。

振替金額	¥4,864-
お支払日	2019年 1月20日 (休日の場合は翌営業日、但し末日振替のみ前日)

\*「請求回数」は契約期間中のお支払の回数を表示しております。

振替NO.: 0651842

契約番号	区分	内容 (上段ご契約期間・下段物件名等)	金額	消費税等	小計	請求回数		消費税率	摘要
						月分	当回 次回		
545136801	059	2014/11/1 ~ 2019/10/31 ネットワークサービス	2,252	180	2,432		50 10	8%	
545136801	059	2014/11/1 ~ 2019/10/31 ネットワークサービス	2,252	180	2,432		49 11	8%	
		合計	4,504	360	4,864				

区分-059:代理回収金

摘要-「\*」は消費税経過措置適用契約。「#」は契約開始時点の消費税率が継続する契約。

平成 31 年 1 月 10 日

大津市議会局 議事調査課 様

日立キャピタル株式会社  
法人事業本部 関西法人支店

タブレット通信費の口座振替誤りについて

既に御連絡を差し上げておりますが、12月20日に口座振替を行いましたおおつ志政会 様、志士の会 様、清正会 様のタブレット通信費について口座振替処理に誤りがあり、下記のとおり対応をさせていただきますことを改めて御連絡させていただきます。

今後は正確な処理に努めますので、何卒御理解をお願いいたします。

記

1. おおつ志政会 様

志成会 様からの口座変更の処理の際に誤りがあり、12月20日に2人分の通信費の引き落としとなつてしまいました。

おおつ志政会 様には12月20日の時点で2ヶ月分相当の通信費をお支払いいただいておりますので、1月20日の口座振替を停止させていただきます。(2月20日分は通常通りの口座振替となります。)

2. 志士の会 様

志成会 様からの口座変更の処理の際に、志士の会 様へのデータ変更処理が漏れてしまったため、12月20日の引き落としができておりません。

1月20日の引き落としの際に、2ヶ月分の通信費の引き落としをさせていただきます。

3. 清正会 様




志成会 様からの口座変更の処理の際に、清正会 様へのデータ変更処理が間に合わなかったため、12月20日の引き落としができておりません。

1月20日の引き落としの際に、2ヶ月分の通信費の引き落としをさせていただきます。

担当者：梅本

## 支 出 伝 票

会派名： 志士の会

伝票作成日	平成31年2月13日	
支出決定	代 表 者 印	経 理 責 任 者 印
		
科 目	調査研究費	
金 額	2,440円	
内 容	大津市公文書公開コピー代	
支払先	大津市 市政情報課	
支出年月日	平成31年2月13日	
摘 要	つくし保育園の改築に関する資料一式 立替議員 山本哲平 受領日平成31年3月29日 受領印 	
領収書 添付欄		





#####		267847			
30.11.01	A	ご新規	0		¥0 1131
30.12.19	A		10,000		¥10,000 111A
30.12.20	B	お振込 オオツシカイケイカンリシヤ	350,000		¥360,000 1130
30.12.21	D		11,200		¥348,800 1130
30.12.21	D		10,000		¥338,800 1130
31.01.21	E	クレジット ヒタチキヤビタル	4,864		¥333,936 1131
31.02.13	D		2,440		¥331,496 1131
31.02.20	E	クレジット ヒタチキヤビタル	2,432		¥329,064 1130
31.03.20	E	クレジット ヒタチキヤビタル	2,432		¥326,632 1130
31.03.29	D		33,048		¥293,584 1130
31.04.11	A			1,827	¥295,411 #111



H31-4R 貸入金

31.04.11	D		1,827		¥293,584 #111
31.04.15	B	お振込 オオツシカイケイカンリシヤ	70,000		¥363,584 111b
31.04.22	E	クレジット ヒタチキヤビタル	2,432		¥361,152 111b

A 振込  
 B 振込  
 C 振込  
 D 振込  
 E 振込

天津市  
天津市  
市政情報

2019-  
01-16

184冊  
10冊  
01 \*1840非  
12冊  
50冊  
02 \*600非  
\*2440 計  
\*300冊 冊  
\*56冊  
000-4208  
11-32

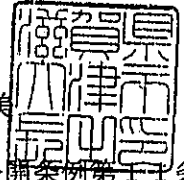
公文書部分公開決定通知書

大津市指令未建指第28号  
平成30年12月28日

山本 哲平 様

大津市長

越 直美



平成30年12月17日付けで請求のありました公文書の公開については、大津市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり請求に係る公文書の一部を公開せず、その他の部分を公開することと決定しましたので通知します。

1 請求のあった公文書の名称 又は内容	つくし保育園の改築に関する下記の資料一式 建築の許認可に関する書類一式 その他関連する資料及び関連する内部の会議録一式
2 公文書公開請求書の收受年月日及び收受番号	平成30年12月17日 收受番号316号
3 公文書の公開の日時	平成30年12月17日 13時
4 公文書の公開の場所	市政情報課 (大津市役所新館7階)
5 公文書の公開をしない部分	個人の氏名、電話番号・・・(A) 印影 (法人印)・・・(B) 間取り・・・・・・・・(C) 建築士の印影・・・・・・・・(D)
6 公文書の公開をしない理由	(大津市情報公開条例第7条第1号該当) (A)については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 (大津市情報公開条例第7条第2号該当) (B)については法人に関する情報であって、公にすることにより、印影の偽造等により当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 (大津市情報公開条例第7条第3号該当) (C)については法人に関する情報であって、公にすることにより、防犯上支障を及ぼすおそれがあるため (大津市情報公開条例第7条第2号該当) (D)については事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、印影の偽造等により当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
7 6の理由が消滅する期日	年 月 日
8 担当課 (室) 等	大津市未来まちづくり部建築指導課 電話番号 ダイヤルイン 077-528-2774

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。) 提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

- (注) 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課(室)等まで連絡してください。
- 3 写しの交付を送付により行う場合には、3の公開する日時は、写しを送付できる期日を記載しています。
- 4 7の欄は、請求のあった公文書の一部について公文書の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、公文書の公開を希望される場合は、その日以降に新たに公文書公開請求書を提出してください。



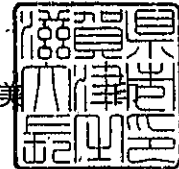
様式第3号（第3条関係）

公文書部分公開決定通知書

大津市指令福保第67号  
平成30年12月27日

山本 哲平 様

大津市長 越 直 美



平成30年12月17日付けで請求のありました公文書の公開については、大津市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり請求に係る公文書の一部を公開せず、その他の部分を公開することと決定しましたので通知します。

1 請求のあった公文書の名称 又は内容	つくし保育園の改築に関する下記の資料一式 ・建築計画に関する内部の協議録 ・保育所の公募に関する審査委員会の資料及び協議録
2 公文書公開請求書の收受年月日及び收受番号	平成30年12月17日 收受番号 313号
3 公文書の公開の日時	平成31年1月4日（金） 13時00分
4 公文書の公開の場所	大津市役所 新館7階 市政情報課
5 公文書の公開をしない部分	①印影 ②保育所の公募に関する審査委員会の資料及び協議録
6 公文書の公開をしない理由	・（大津市情報公開条例第7条第2号該当） ①については、公にすることにより、犯罪の予防、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあるため。 ・②については、公開請求に係る公文書が存在しないため。
7 6の理由が消滅する期日	年 月 日
8 担当課（室）等	大津市 福祉子ども部 保育幼稚園課 電話番号 ダイヤルイン 077-528-2746

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

（注）1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

2 上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課（室）等まで連絡してください。

3 写しの交付を送付により行う場合には、3の公開する日時は、写しを送付できる期日を記載しています。

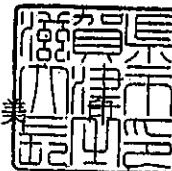
4 7の欄は、請求のあった公文書の一部について公文書の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、公文書の公開を希望される場合は、その日以降に新たに公文書公開請求書を提出してください。

公文書公開請求一部却下及び公文書部分公開決定通知書

大津市指令未開第19号  
平成31年1月4日

山本 哲平 様

大津市長 越 直 美



平成30年12月17日付けで請求のありました公文書の公開については、大津市情報公開条例第18条第1号の規定により、その一部を却下し、大津市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり請求に係る公文書の一部を公開せず、その他の部分を公開することと決定しましたので通知します。

1 請求のあった公文書の名称 又は内容	つくし保育園の改築に関する下記の資料一式 ・開発の許認可に関する資料一式 ・その他関連する資料及び関連する内部の会議の協議録一式
2 公文書公開請求書の收受年 月日及び收受番号	平成30年12月17日 收受番号314号
3 公文書の公開の日時	平成31年 1月 4日 (金) 13時00分
4 公文書の公開の場所	大津市役所新館7階 市政情報課
5 公文書公開請求を却下する 部分	(A) 公図、全部事項証明書(土地)、建築確認計画概要書
6 公文書公開請求を却下する 理由	(大津市情報公開条例第18条第1項該当) (A)については、他の法令等の規定により、公文書公開と同一の方法で公開する場合には、本請求では公開しないと定めているため。

7 公文書の公開をしない部分	(A) 個人の印影 (B) 法人の印影 (C) 建築平面図 (間取り図)
8 公文書の公開をしない理由	(大津市情報公開条例第7条第2号該当) (A)については、事業を営む個人に関する情報であって、公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (B)については、法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利利益を害するおそれがあるため。  (大津市情報公開条例第7条第3号該当) (C)については、公にすることにより防犯上の支障がでるおそれがあるため。
9 6及び8の理由が消滅する 期日	年 月 日
8 担当課 (室) 等	大津市未来まちづくり部開発調整課 電話番号 077-528-2773

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

(注) 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。



2 上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課(室)等まで連絡してください。

3 写しの交付を送付により行う場合には、3の公開する日時は、写しを送付できる期日を記載しています。

4 7の欄は、請求のあった公文書の一部について公文書の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、公文書の公開を希望される場合は、その日以降に新たに公文書公開請求書を提出してください。

# 支出伝票

会派名： 志士の会

伝票作成日	平成31年2月20日	
支出決定	代表者印	経理責任者印
		
科目	調査研究費	
金額	2,432円 /	
内容	タブレット通信費 /	
支払先	ヒタチキャピタル /	
支出年月日	平成31年2月20日 /	
摘要		
領収書 添付欄		





#####

267847

30.11.01	A	ご新規		0	¥0	1131
30.12.19	A			10,000	¥10,000	111A
30.12.20	B	お振込	オオツシカイケイカコリシヤ	350,000	¥340,000	1130
30.12.21	D			11,200	¥348,800	1130
30.12.21	D			10,000	¥338,800	1130
31.01.21	E	クレジット		4,864	¥333,936	1131
31.02.13	D			2,440	¥331,496	1131
● 31.02.20	E	クレジット		2,432	¥329,064	1130
31.03.20	E	クレジット		2,432	¥326,632	1130
31.03.29	D			33,048	¥293,584	1130
31.04.11	A			1,827	¥295,411	#111
H31 4月分 貸: 金						
31.04	D			1,827	¥293,584	#111
31.04.15	B	お振込	オオツシ カイワカ	70,000	¥363,584	111b
31.04.22	F	クレジット		2,432	¥361,152	111b

# 預金口座口座振替のお知らせ

2019年 2月 8日

532-0003

大阪府大阪市淀川区宮原3-3



日立キャピタル株式会社

関西法人支店 営業第一部

お問合せ先 梅本精一  
電話番号 06-7668-0880

お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。

口座振替 滋賀銀行  
金融機関 大津市役所  
口座番号 普通

振替NO.: 0686267

志士の会 代表 山本 哲平 殿

(266603-0046)

毎度、お引き立てをいただきありがとうございます。ご指定口座より下記金額を振替させていただきますので、振替日の前日までにご入金下さいませようお願い申し上げます。

振替金額	〒2,432-
お支払日	2019年 2月20日 (休日の場合は翌営業日、但し末日振替のみ前日)

\*「請求回数」は契約期間中のお支払の回数を表示しております。



契約番号	区分	内容 (上段ご契約期間・下段物件名等)	金額	消費税等	小計	請求回数		消費税率	摘要
						当月	残回		
545136801	059	2014/11/1 ~ 2019/10/31 ネットワークサービス 60ヶ月	2,252	180	2,432	51	9	8%	
		合計	2,252	180	2,432				

区分-059:代理回収金

摘要-「\*」は消費税経過措置適用契約。「#」は契約開始時点の消費税率が継続する契約。

## 支 出 伝 票

会派名： 志士の会

伝票作成日	平成31年3月20日	
支出決定	代 表 者 印	経 理 責 任 者 印
		
科 目	調査研究費	
金 額	2,432円	
内 容	タブレット通信費	
支払先	ヒタチキャピタル	
支出年月日	平成31年3月20日	
摘 要		
領収書 添付欄		



#####

267847

30.11.01	A	ご新規		0	¥0	1131
30.12.19	A			10,000	¥10,000	111A
30.12.20	B	お振込	オオツシカイケイカコリシヤ	350,000	¥360,000	1130
30.12.21	D			11,200	¥348,800	1130
30.12.21	D			10,000	¥338,800	1130
31.01.21	E	クレジット	ヒタチキヤビタル	4,864	¥333,936	1131
31.02.13	D			2,440	¥331,496	1131
31.02.20	E	クレジット	ヒタチキヤビタル	2,432	¥329,064	1130
● 31.03.20	E	クレジット	ヒタチキヤビタル	2,432	¥326,632	1130
31.03.29	D			33,048	¥293,584	1130
31.04.11	A			1,827	¥295,411	#111
H31 4月分残金額						
31.04	D			1,827	¥293,584	#111
31.04.15	B	お振込	オオツシキカイヨウカ	70,000	¥363,584	111b
31.04.22	F	クレジット	ヒタチキヤビタル	2,432	¥361,152	111b

# 預金口座口座振替のお知らせ

2019年 3月11日

532-0003

大阪府大阪市淀川区宮原3-3

日立キャピタル株式会社

関西法人支店 営業第一課

お問合せ先 梅本 精一

電話番号 06-7668-0880

お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。

口座振替 滋賀銀行

金融機関 大津市役所

口座番号 普通

振替NO.: 0720793

志土の会 代表 山本 哲平 殿

(266603-0046)

毎度、お引き立てをいただきありがとうございます。ご指定口座より下記金額を振替させていただきますので、振替日の前日までにご入金下さいませようお願い申し上げます。

振替金額 ￥2,432-

お支払日 2019年 3月20日

(休日の場合は翌営業日、但し末日振替のみ前日)

\*「請求回数」は契約期間中のお支払の回数を表示しております。



契約番号	区分	内容 (上段ご契約期間・下段物件名等)	金額	消費税等	小計	請求回数		消費税率	摘要
						月分	当回		
545136801	059	2014/11/1 ~ 2019/10/31 60ヶ月 ネットワークサービス	2,252	180	2,432		52	8	8%
		合計	2,252	180	2,432				

区分-059:代理回収金

摘要-「\*」は消費税経過措置適用契約。「#」は契約開始時点の消費税率が継続する契約。

## 支 出 伝 票

会派名： 志士の会

伝票作成日	平成31年3月29日	
支出決定	代 表 者 印	経 理 責 任 者 印
		
科 目	資料作成費	
金 額	33,048円	
内 容	PCレンタル代 6000円×5か月+消費税(2400円)+振込手数料(648円)	
支払先	株式会社テコ	
支出年月日	平成31年3月29日	
摘 要		
領収書 添付欄		



#####		267847		
30.11.01	A	ご新規	0	¥0 1131
30.12.19	A		10,000	¥10,000 111A
30.12.20	B	お振込 オオツシカイケイカンリシヤ	350,000	¥360,000 1130
30.12.21	D		11,200	¥348,800 1130
30.12.21	D		10,000	¥338,800 1130
31.01.21	E	クレジット	4,864	ヒタチキヤヒタル ¥333,936 1131
31.02.13	D		2,440	¥331,496 1131
31.02.20	E	クレジット	2,432	ヒタチキヤヒタル ¥329,064 1130
31.03.20	E	クレジット	2,432	ヒタチキヤヒタル ¥326,632 1130
●31.03.29	D		33,048	¥293,584 1130
31.04.11	A		1,827	¥295,411 #111
H31.4月分借入金				
31.04.11	D		1,827	¥293,584 #111
31.04.15	B	お振込 オオツシキカイソウムカ	70,000	¥363,584 111b
31.04.22	F	クレジット	2,432	ヒタチキヤヒタル ¥361,152 111b



〈しがぎん〉自動サービス

ご利用明細

毎度ご利用いただきありがとうございます。

取引区分

振込

お取扱店	113	端末番号	081	年月日	31-03-29
銀行番号		支店番号		科目・口座番号	
受入金額	( ¥33,048)				
お取扱金額(枚)	3	0	0	3	おつり
時刻	14:11	お取引金額	¥32,400		

ご案内

三菱UFJ銀行  
日本橋支店  
普通 [ ] カ)テコ 様へ  
オオツキ、ガイツリノカイ 様から

●このご利用明細は、お持ち帰りください。  
●このお取引は〈しがぎん〉キャッシュカード  
規定により、お取扱いさせていただきます。

 滋賀銀行  
預003292号



# 御 請 求 書

No. S190312001

2019年 3月 31日

大津市議会 志士の会 殿

下記の通り御請求申し上げます。

御請求金額 ¥32,400-

上記金額には消費税が含まれています。

納品場所 納品済み

支払方法 銀行振込(振込手数料のご負担をお願いいたします)

支払期限 2019/4/30

《振込先》

三菱UFJ銀行 日本橋支店

普通

株式会社テコ [カ]テコ]

株式会社テコ

info@sh.okun.com

TEL 06-8412

京都市左京区浄土寺馬場町67-1

# 内 訳 明 細 書

2019年 3月 31日

No.	名 称	規格・仕様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1.	レンタルPCサービス	一式	5	カ月	6,000	30,000	
	山本哲平さま分						
	2018年11月1日～2019年3月31日						
	小 計					30,000	
	消 費 税		8	%		2,400	
	合 計					32,400	

# レンタルPCサービス契約書

お客様（以下甲という）と株式会社テコ（以下乙という）との間に賃貸借契約（以下レンタル契約という）について、別に契約書類または、取り決め等による特約が無い場合は、下記約款条項を適用いたします。

レンタル物件ご利用の際には、約款の条項をご了承いただくものとします。

## 第1条（レンタル物件）

乙は甲に契約書記載の物件（以下「物件」という）を賃貸（以下「レンタル」という）し、甲はこれを借り受けます。

## 第2条（レンタル期間）

1. レンタル期間は、乙が甲に物件を引き渡した翌々日から開始され、甲が乙に返送する前日までとします。
2. レンタル期間満了に際し、満了の1ヶ月前までに甲より契約終了の申し出がない場合は、この契約事項に甲が違反していない限り、本契約は1ヶ月を単位として自動的に延長されます。
3. レンタル期間は、平成27年5月1日から平成31年4月30日までとする。
4. レンタル期間の変更については、甲と乙で別途検討をするものとする。

## 第3条（レンタル料）

甲は乙に対して請求書記載のレンタル料を請求書記載の支払方法によって支払います。

価格：1ヶ月あたり、6,000円（税別）とする。

ただし、支払いに要する諸費用については、甲の負担とする。

## 第4条（物件の引渡し）

乙は物件を甲の指定する場所において引渡し、それに要した費用は甲の負担とします。

## 第5条（担保責任）

1. 乙は甲に対して、物件の借り受け時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保とし、甲の使用目的への適合性については担保しません。
2. 甲が乙に対して物件の引渡し後2日以内に書面により物件の性能の欠陥を通知しなかったときは、物件は正常な状態を備えて引き渡されたものとします。
3. 甲の責によらないで生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合には、乙は物件を修理または取替えます。この場合には、乙は甲に対して損害賠償の責を負いません。
4. 乙は、前項に規定する以外には物件が正常に作動しないことに関して責任を負いません。

## 第6条（物件の保管、使用、維持）

1. 甲は、物件の保管、使用にあたり、善良なる管理者の注意をもってこれを取り扱うものとします。なお、物件の保管、使用、維持に要する消耗品代その他の費用を負担します。
2. 甲は、乙の事前の書面による承諾なくして契約書記載の設置場所以外への物件の移転、物件の改造、加工等をしないことは勿論、第三者に対する貸借権の譲渡をしません。
3. 物件自体またはその設置、保管若しくは使用によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償します。
4. 甲は、物件を譲渡または物件に担保権を設定する等、乙の権利を侵害する一切の行為をしません。

## 第7条（プログラムの複製等の禁止）

1. 物件の全部または一部にプログラムが含まれる場合、甲はそのプログラムに関して次の行為をしません。
  - (1) 有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部を第三者に譲渡もしくはその再使用権を設定し、または第三者に複製、使用させること。
  - (2) プログラムの全部または一部を複製すること。
  - (3) プログラムを変更または改作すること。
2. 甲は、乙または乙の代理人からプログラム機密保持のために必要な措置を求められたときはこれに従います。
3. 甲は、プログラムの保管または使用に起因して損害が発生した場合には、一切の賠償責任を負います。

第8条 (物件の損耗、故障、滅失、毀損、盗難について)

1. レンタルPC本体の通常使用における損耗・故障については、乙が代替機との交換または修理を致します。ただし、交換に要する諸費用については、その時に賠償するものとします。
2. 物件の返還までに生じた火災・偶発的な事故による物件の滅失、毀損または盗難等による物件の返還不能については、状況に応じた費用を甲が補償することと致します。

第9条 (契約の解除)

甲が次の各号の一にでも該当した場合には、乙は催告、告知なくこの契約を解除することができます。この場合、甲は乙の債権の確保および物件の保全等に要した費用ならびに価格に基づいて算出した解約日迄をレンタル期間とするレンタル料を損害賠償金として支払います。

1. レンタル料の支払いを1回でも遅延したとき。
2. 甲が支払いを停止したとき。
3. 甲が破産、民事再生法、会社更生法、整理等の申立てをなしたまたは受けたとき。
4. 甲が事業の休廃止、解散したとき、その他信用を喪失したとき。
5. 故意または重大な過失により、物件に修理不能の損害を与えまたは滅失したとき。
6. その他本契約の各事項の一にでも違反したとき。

第10条 (物件の返還)

この契約が期間満了により終了または前条の規定によって契約が解除されたときは、甲は乙の指定する場所へ物件を直ちに返還します。それに要した費用は甲の負担とします。

2. 前項の場合において、甲の責により物件を返還せず(滅失を含む)、または毀損した物件を返還したときは、甲は乙に対して代替物件の購入代価を支払うものとします。
3. 甲が乙に対して物件の返還をなすべき場合にその返還を遅延したときは、その期限の翌日から返還完了日までにつき、毎日使用されたものとしてレンタル料金を損害金として、物件の返還日に乙に支払います。

第11条 (費用負担)

1. この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は甲の負担とします。
2. 消費税等(消費税額および地方消費税)は、甲の負担とします。消費税額が増額されたときは、甲は、乙の請求により、直ちに増額分を乙に支払います。
3. 固定資産税および消費税以外に物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に賦課され、または賦課されることのある租税公課は名義人のいかに拘らず甲が負担します。
4. 甲は前項による租税公課を乙が納めることになったときは、その納付の前後を問わず、乙の請求により直ちにこれを乙に支払います。
5. 甲がこの契約に基づく一切の債務の履行を遅延した場合、その完済に至るまで年14.0%の遅延損害金を乙に支払います。

第12条 (合意管轄)

この契約についてのすべての紛争に関する管轄裁判所は、乙の本社所在地を管轄する裁判所とします。

平成27年5月1日

(甲)

〒賃借 東京都大津市坂本6-11-36

山本 哲平



(乙)

株式会社テコ



東京都中央区日本橋2丁目6番5号 日本橋2丁目ビル6F

代表取締役

安藤 謙一

## 支 出 伝 票

会派名： 志士の会

伝票作成日	平成31年4月22日	
支出決定	代 表 者 印	経 理 責 任 者 印
		
科 目	調査研究費	
金 額	2,432円	
内 容	タブレット通信費	
支払先	ヒタチキャピタル	
支出年月日	平成31年4月22日	
摘 要		
領収書 添付欄		



#####	267847		
30.11.01 A	ご新規	0	¥0 1131
30.12.19 A		10,000	¥10,000 111A
30.12.20 B	お振込 オオツシカイケイカンリシヤ	350,000	¥360,000 1130
30.12.21 D		11,200	¥348,800 1130
30.12.21 D		10,000	¥338,800 1130
31.01.21 E	クレジット ヒタチキヤヒタル	4,864	¥333,936 1131
31.02.13 D		2,440	¥331,496 1131
31.02.20 E	クレジット ヒタチキヤヒタル	2,432	¥329,064 1130
31.03.20 E	クレジット ヒタチキヤヒタル	2,432	¥326,632 1130
31.03.29 D		33,048	¥293,584 1130
31.04.11 A		1,827	¥295,411 #111
H31.4月分残上金			
31.04 D		1,827	¥293,584 #111
31.04.15 B	お振込 オオツシキカイソウムカ	70,000	¥363,584 111b
<u>31.04.22 E</u>	<u>クレジット ヒタチキヤヒタル</u>	<u>2,432</u>	<u>¥361,152 111b</u>

# 預金口座口座振替のお知らせ

2019年 4月11日

532-0003

大阪府大阪市淀川区宮原3-3

**日立キャピタル株式会社**

関西法人支店 営業第一課

お問合せ先 梅本 精一

電話番号 06-7668-0880

お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。

口座振替 滋賀銀行

金融機関 大津市役所

口座番号 普通

振替NO.: 0757498

志士の会 代表 山本 哲平 殿

(266603-0046)

毎度、お引き立てをいただきありがとうございます。ご指定口座より下記金額を振替させていただきますので、振替日の前日までにご入金下さいませようお願い申し上げます。

振替金額 ￥2,432-

お支払日 2019年 4月20日

(休日の場合は翌営業日、但し末日振替のみ前日)

\*「請求回数」は契約期間中のお支払の回数を表示しております。

契約番号	区分	内容 (上段ご契約期間・下段物件名等)	金額	消費税等	小計	月分	請求回数		消費税率	摘要
							当回	残回		
545136801	059	2014/11/1 ~ 2019/10/31 ネットワークサービス 60ヶ月	2,252	180	2,432		53	7	8%	
		合計	2,252	180	2,432					

区分-059:代理回収金

摘要-「\*」は消費税軽減措置適用契約。「#」は契約開始時点の消費税率が継続する契約。